

## 1. 開 会

事務局 それでは、現地視察、大変お疲れさまでございました。

ただいまから社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会第5回歴史的風土部会を開催させていただきます。

まず初めに、委員の異動につきまして御報告がございます。

大津市が古都に指定されたことに伴い、新たに臨時委員として國松善次滋賀県知事に御就任いただきましたことを御報告申し上げます。

なお、本日は知事の代理として廣田義治副知事に御出席いただいておりますので、一言ごあいさつを賜りたいと存じます。

廣田副知事、お願いいたします。

廣田副知事 本日は、知事がこの場に参りまして皆様方にお礼を込めてのごあいさつを申し上げるべきところではございますが、あいにく中部圏の知事会議が開催されておりまして、そちらに出席をいたしておりまして失礼をさせていただきました。かわりまして、私副知事の廣田でございますが、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

大津市の古都指定につきましては、本年3月に知事と市長が国土交通大臣に要望いたしました。本社会資本整備審議会の答申をいただきまして、去る10月10日に大津市を古都に指定する政令が公布されました。古都大津がこんなにも早く誕生しましたことをまず高階会長様を初め委員の皆様方並びに国土交通省の関係各位に感謝を申し上げますとともに、厚く御礼を申し上げます。また、今回滋賀県知事を社会資本整備審議会の臨時委員として参画させていただくことになりましたことは、今後の具体的な歴史的風土保存区域や保存計画の審議に際し、本県の思いを披瀝させていただく機会が与えられたものと厚くお礼を申し上げます。

さて、本日は昨年の11月に続き2度目の現地での部会開催ということで、歴史的風土保存区域の指定が予定されております延暦寺や石山寺をごらんいただいたと伺っております。また、全般にちょっと紅葉には早い時期であったと思いますが、琵琶湖と山々が一体となって織りなすほかの古都にはない大津の魅力を感じ取っていただけたものと存じております。

国では、本年7月に美しい国づくり政策大綱を公表され、現在法律制定に向けて取り組まれていると聞き及んでおります。地域の歴史や文化、風土に根差した美しい町並みや景観の形成は、生活空間の質的向上に欠くべからざるものであり、滋賀県ではこれら古都大津の魅力を、国内だけでなく広く世界にも発信していくことが重要であると考えております。加えて、滋賀県ではアジアで初めての開催を目指しまして2009年の第7回ワールドマスターズゲームズの招致に向けまして活動を進めているところでございます。開催が実現いたしました暁には、3万人近いと言われる大会参加者が古都大津の魅力に触れていただけるのではないかとひそかに期待をいたしているところでもございます。

最後になりましたが、本日、委員の皆様方には十分な御審議をお願い申し上げましてごあいさつとさせていただきます。皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局 ありがとうございます。

さらに、今回の審議に先立ちまして、大津市内の視察などいろいろと御配慮賜りました

山田豊三郎大津市長に御出席いただいております。一言ごあいさつ賜りたいと存じます。

山田市長、よろしくお願いいいたします。

大津市山田市長 ただいま御紹介にあずかりました大津市長の山田でございます。

本日は、ここ大津に、委員の皆さんを始め関係の皆さん方の御来津をいただきまして誠にありがとうございます。去る10月10日に、御臨席の皆さん方の御審議の結果を受け、近江大津京以来の歴史的風土をお認めいただき、誇りある古都指定を受けましたことは、本市にとりましてこの上ない名誉であり、30万市民を代表して衷心より厚く御礼を申し上げます。

本市は本年7月に人口30万人に達しまして、引き続き成長が期待される都市でございます。滋賀県の県都としても古都指定を真摯に受けとめ、市民とともに古都指定の重さと今後のまちづくりへの責任を痛感する次第でございます。このため、古都大津としての風格あるまちづくりを推進するため、「水、緑、人が織りなす古都の輝き」を基本理念に、「水がきらめく景観、緑が薫る景観、歴史が息吹く景観」を基本目標に、今年度中に景観基本条例を定めるべく取り組んでいるところでございます。

今後とも、滋賀県の御支援と御協力のもと古都大津のまちづくりに邁進していく所存でございますので、委員の皆さん方の御助言と、国におかれましても御指導を賜りますようお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますがお礼のごあいさつとさせていただきます。

平成15年11月13日、大津市長。

どうも今日はありがとうございました。お忙しいところありがとうございました。

事務局 山田市長、ありがとうございました。

なお、本日御出席いただきました委員及び臨時委員は16名中8名でございます。社会資本整備審議会令に定めます定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

次に、資料でございますが、お手元に一覧表とともに14種類の資料をお配りしてございます。御確認をいただきまして、過不足がございましたらお申し出いただきたく存じます。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議事に移らせていただきたいと思います。

部会長、よろしくお願いいいたします。

## 2. 議 事

### (1) 大津市における歴史的風土保存区域の指定(案)について

部会長 それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、大変お忙しい中お集りいただきましてまことにありがとうございます。

まず、審議に入ります前に、私から委員の皆様へ御報告させていただくことがございます。資料の4をごらんください。

大津市の古都指定に係る答申から政令の指定までの経過についてまとめてございます。第2回の都市計画・歴史的風土分科会において、「大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか」について国土交通大臣より諮問があり、そのうち「大津市の古都指定について」は平成15年6月30日に開催されました第4回歴史

的風土部会において議決され、同年7月3日、森下社会資本整備審議会会長への議決報告を経て、7月29日に国土交通大臣（代理の中馬国土交通副大臣）に答申の手交を行ったところでございます。副大臣には私からお手渡しいたしました。

それで、このような大津市の古都指定ということがここがございますような形で官報にも出たわけでございます。

そこで、本日は諮問事項のうちの「大津市における歴史的風土保存区域の指定（案）」について審議していきたいと存じます。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

事務局 資料の説明をさせていただきます。

それでは、大津市におけます歴史的風土保存区域の指定（案）に関しまして資料の御説明をいたします。

その前に、今ごらんいただきました資料4の後ろに新聞記事がございます、さらにその下に参考資料ということで政令都市の指定に関する審議経過というものをまとめたものをつけさせていただいております。これは前回の部会におきまして大津市の政令都市への指定につきましている御議論いただいた際に、過去の政令都市の指定に関しましてどのような議論があったのかということ整理した方がいいのではないかというお話が出ておりましたので、今回簡単にでございますけれども、過去の審議会の議事録の中から関連する部分を抜粋するような形で整理をさせていただきました。

詳細につきましては、個々説明は申し上げますが、第1回の歴史的風土審議会の席上で、もとよりいわゆる大和平野の都市につきましては政令市として追加するということは想定していたと。その中で、第2回の審議会の中で、例えばこの第2回の審議会の議事録の一番最後のところがございますけれども、委員の方から例えば太宰府などについて指定するべきではないかという御発言がありまして、これらを踏まえまして、その後いろいろと御議論をさせていただいた中で、特に専門委員会の方で個別に御審議をいただきまして、このページ番号で言いますと4ページのところで、第9回の歴史的風土審議会の席上、専門委員会の方で御議論いただいたことについて中間報告をいただいたと。また、さらにその議論を深めたものについて第12回の歴史的風土審議会の席で最終的な報告をいただいたという形になっております。

まず、その9回の審議会の報告の中で、俎上にのりまして太宰府、宇治、長岡、難波宮、金沢文庫、吉野、平泉のうち、太宰府とそれから宇治につきましては検討が必要であるという結論を得たわけですけれども、長岡、難波宮、金沢文庫、これらにつきましては既に市街化が進んでおりまして、文化財保護法など別途の法令によって保全を図るべき、また吉野、平泉につきましては、これは政令都市の指定要件に該当しないという整理をされたということになっております。

その後、さらに太宰府並びに宇治につきまして御検討いただいた結果が第12回の歴史的風土審議会での報告ということで、一番最後のページ、6ページでございますが、太宰府につきましては、これは政令指定都市の対象として合致するということではあるのですけれども、現状、史跡の拡大がちょうどこの当時試みられておったわけですけれども、指定区域の拡大指定につきまして地元住民の反対が非常に強いといったような状況の中で、ここで古都を指定するということがかえって地元混乱を招くのではないかとといったような

状況も勘案して、また既に指定されております京都、奈良、鎌倉の3都について一定の古都指定の効果が発現されてから、区域の拡大について検討したらいいだろうというところで、今回については慎重にされたいというところで報告をされております。

また、宇治につきましては、申しわけございません、その前の11回の風土審議会の方での専門委員会審議、報告の中で、もともと京都の一部、京都の延長として扱うべきではないかという御議論があったわけですが、京都との一体性が弱いということと、中心となります平等院などの周辺は既に風致地区に指定されておいて、改めて保存区域を重ねて指定する必要はないであろうと。また、この宇治を検討していく中で、大津宮跡についても議論が出たということで、これについては現地を視察した上で専門委員会として意見をまとめたいということになっておったんですが、これがその次の12回の審議会の説明、6ページのところで、大津宮跡につきましては実際に現地をごらんいただいた上で、いまだ我が国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等の実態が確認されていないので、今のところ指定の必要はないという整理をされていました。

したがって、太宰府と大津宮につきましては、政令指定の対象としては満たしているんだけど、今の段階では指定する状況にないというふうな整理がこの段階でもされていたということがございます。こういった状況を踏まえまして現在に至っているというところでございます。

以上、前回の審議に関連いたしましての簡単な補足でございます。

続きまして、歴史的風土保存区域の今回の大津市の指定に関しまして素案を本日は整理してございます。

まず、資料5といたしまして、資料5 - 1から資料5 - 5まででございますけれども、これは前回お出しした資料を再掲しておりまして、大津市におけます歴史的風土というものについて、例えばいろいろな史跡等の名称が出てまいりますけれども、そういったものの参考になるということでこれは再度つけさせていただきました。御参考いただければと思っております。

本日の中心の素案につきましては、資料の6から資料の10までを使いまして、ただいまから御説明を申し上げます。

まず、資料の6でございます。こちらで、大津市歴史的風土保存区域の指定についての考え方を整理しております。

まず、1番ということで歴史的風土保存区域の指定の基準、これを前回の政令指定市の基準と同様に、第2回の歴史的風土審議会で御議論いただいて議決をいただいておりますので、それにつきましてまず御紹介を申し上げます。

1つに、保存区域の選定の考え方ということで、第1として整理してございますけれども、これには3つの要件があるというふうに整理しております。

3つのうちの1つに該当するもしくはこれに接続する土地であって必要な土地の区域を選定するというところでございまして、1つ目の要件が、歴史上重要な文化的資産に隣接して、これと一体となって歴史的風土を形成している土地と。また、2番目の要件といたしまして、歴史上重要な文化的資産の借景となりまして歴史的風土を形成している。すなわち、接続はしてない、離れているかもしれないけれども借景となっているものは、これは対象とすると。また、3番目といたしまして、散在する歴史的重要な文化的資産を結び、

これらと一連となって歴史的風土を形成している土地と。いろいろな文化的な資産を連結するような緑等の自然的な環境については、これは対象とするということでございます。この3つの要件を満たすものを対象とすると。

そして、第2の方で具体的な区域の設定の考え方ということでございまして、下の3つの要件を勘案して必要な土地について町丁目、それから字界、道路、河川等といった明確な地物に基づいて境界を定めるということが決められております。その3つの要件と申しますのは、地形や植生状態などの景観上の一体性がある区域と、それから主要な地点からの眺望等の景観上の一体性があると思われる地区、それから当該区域におけます景観の維持、保存上の必要性から必要があると。こういったところについて具体的に地形、地物、それから町丁目等に基づいて指定をするということでございます。

それで、大津市におけます歴史的風土、保存の考え方ということで、以下全体の状況につきまして整理をさせていただきます。これはある程度この保存区域を指定した後に保存計画をつくるということになりますけれども、それをある程度念頭に置いた形で考え方を整理させていただきます。

以下の説明につきましては、資料の7の方に全体の総括図、それから資料8の方に今回5つの地区で構成してございますけれども、その地区別の図面、それぞれ添付してございますので、これらを御参照になりながら御検討いただければと思っております。

保存の考え方につきましては、前回の部会でも御説明申し上げましたけれども、大津市がどういった観点から古都であるのかということ踏まえまして、その枢要な文化的資産としてのいろいろな史跡、それからその背景等となります長等山、音羽山、比叡山、こういった山並み、こういったものが一体となして歴史的風土を形成しているんだと。したがって、そうした歴史的風土を保全するという観点で、その山並み等を中心といたしまして5つの地区について保存区域を設定するというのを整理してございます。

5つの地区でございますけれども、北側から比叡山・坂本地区、近江大津京跡地区、音羽山地区、園城寺地区、石山寺地区というふうに整理をさせていただきます。

まず、比叡山・坂本地区でございますけれども、こちらは名前のとおり比叡山を中心といたします地区ということでございまして、我が国仏教の中心地の一つとして位置をします延暦寺を中心とする区域と、またその山麓には日吉大社、西教寺を初めといたしますお寺でありますとか里房の町並みなど文化的な資産が多数残っていると。こうした文化的な資産と比叡山等が一体となって歴史的な風土を形成している地区でございます。

主要な文化的資産につきましては、今申し上げました延暦寺、日吉大社、西教寺、坂本の歴史的町並み等でございます。

現在の土地の状況でございますが、御視察、帰りにバスの中からしていただきましたけれども、比叡山の坂本駅、それから湖西道路などによりまして非常に交通至便なところにあるということでございまして、周辺の市街化は進みつつある。また、坂本の伝統的建造物群保存地区周辺におきまして、建築物の建てかえや住宅地の開発などの進行が見られまして、歴史的な町並み景観が崩れつつあると。ただし、日吉大社の北側周辺につきましては農業振興地域に指定されておまして、農地として今保全がされているということでございます。

保存の対象と保存の考え方といたしましては、延暦寺と一体となります、また坂本地区

の借景となります。比叡山の山容、これを保存すると。また、山麓部の社寺等の歴史的建造物を含む坂本地区の町並みを中心とした樹林地等を保全するというごさいまして、資料8の最初の地図が比叡山・坂本地区でごさいますが、基本的には現況風致地区に指定されております区域を中心といたしまして、この緑色に塗っている部分を、太い緑の線で囲っている分ですね、これを保全区域としたい。基本的には、風致地区と大体合致する区域ということで整理してごさいますが、坂本の伝統的建造物群保存地区につきましては、現況風致かかってない部分も含めて指定をするということで整理をしてごさいます。

また、一部市街化調整区域並びに風致地区がかかるところでごさいますが、既に住宅地として開発がなされてしまっている地区につきましては、現況、歴史的風土がないということで除外してごさいます。これは地図の中で右下の部分に少し白く抜けてる部分がそうごさいます。

また、あとこの地図の中で歴史的風土特別保存地区ということで茶色く色を塗ってるところでごさいますが、これはあくまで素案のまた素案といいますが、現況をとりあえず比較的容認してでき得るところということでつけてごさいますので、これは参考程度にござんいただければと思います。

続きまして、2番目の地区といたしまして、近江大津京跡地区でごさいます。

資料6の方でごさいますが、歴史的な背景といたしましては、前回は御議論いただきました天智天皇によります近江大津宮のあった場所、またその関連の遺跡ということで崇福寺の跡等があるということでごさいます。これらの遺跡とその背後にあります山並みとが一体となって歴史的な景観を形成しておりまして、都が置かれてた往時の雰囲気伝えてる区域でごさいます。

主な文化的資産といたしましては、近江大津宮錦織遺跡、南滋賀町廃寺の跡、穴太廃寺跡、崇福寺跡というようなものでごさいます。

これらの周辺の現況でごさいますけれども、錦織遺跡並びに南滋賀町廃寺跡につきましては既に住宅地となつてはごさいますけれども、比較的良好的な環境の住宅市街地となつておると。現在、遺跡の発掘とあわせて公有地化を進めて、これは文化財の方の事業で公有地化を進めてごさいますが、まだその公有地の状況は分散的な状況でごさいます。背後の森林には既にバイパスの整備や住宅地の開発などが進んでいる状況もごさいます。

穴太廃寺跡につきましては、遺跡の上部に西大津バイパスが整備されておりまして、バイパス沿道には比較的まとまった農地なども広がっておりますけれども、全体としては住宅市街地として占められてしまっているという状況でごさいます。

また、山中にごさいます崇福寺跡につきましては、山林一帯が史跡指定されていると。東海自然歩道上のポイントとして既に一部公園として整備をされているという状況でごさいます。

保存の対象と保存の考え方でごさいますが、壺笠山から長等山に連なります背後の山並みの自然的な景観を保存する。また、錦織遺跡、それから南滋賀町廃寺跡周辺につきましては、現況が比較的良好的な住宅地でありますことから、市街地におきます建築や開発行為などを一定規制・誘導すると。それをもちまして歴史的な環境を生かしたまちづくりを行っていくということで、これらについても対象とすると。

ただし、穴太廃寺跡周辺につきましては、現況として良好的な歴史的風土が存していると

言えない状況でございますので、これは今回対象から除外するというふうに考えております。

また、崇福寺跡につきましては、先ほどの山並みの保全と一体となりまして山林と一体的に保全するということを考えております。

図面の方でございますけれども、こちらも緑色の横線が入っております風致地区の区域を中心としながら、また市街化調整区域の部分を基本的に指定するという考えでございますけれども、今申し上げました南滋賀町廃寺跡、ほぼ中央の東側でございます、それから近江大津宮錦織遺跡周辺、ここにつきましては、既存の住宅市街地についても歴史的風土保存区域として指定したいというふうに考えております。

続きまして、園城寺地区でございます。

歴史的背景につきましては、園城寺、これが奈良時代に建立されたと言われておりまして、背後の長等山と一体的に歴史的な景観を形成してございます。このような景観は「三井の晩鐘」ということで近江八景にもうたわれておりまして、非常に景観的に昔からすぐれているということで、広重にも絵にかかれています。また、琵琶湖疏水の琵琶湖側の部分がございます、この琵琶湖疏水側から見ますと、その広重の描いた景観を眺めることができるといったような状況でございます。

主な文化的資産につきましては、園城寺、円満院、長等神社、琵琶湖疏水といったようなものがございます。

現況でございますが、三井寺、園城寺や長等神社などの東方に隣接する市街地では、中高層の集合住宅の立地が既に見られているということで、歴史的な環境の阻害が若干懸念されております。特に、社寺の参道の沿道地域においては歴史的な町並みが随分失われてきていると。他方、琵琶湖疏水からは、長等山等を背景として歴史的景観と琵琶湖の水辺空間とが一体となって特徴となる景観を形成しているということでございます。

保存の対象と考え方でございますが、長等山の自然景観の保存、また山林に囲まれた園城寺の歴史的風土を保存する。それから、琵琶湖疏水から見られる近江八景にうたわれた長等山の山腹に点在する三井寺の伽藍が織りなす景観を保存、それと琵琶湖疏水の水辺と緑陰を生かした町並みの景観を保存ということでございまして、図面の方は、申しわけございません、少し順番が入れ違っております。先に音羽山が来ておりますので、4枚目でございますけれども、こちらも現況風致地区並びに市街化調整区域となっている区域を中心といたしまして、背後の山並みの保全を中心としながら、琵琶湖疏水周辺の部分につきましては市街地の部分についても指定していきたいというふうに考えております。

続きまして、4番目、音羽山地区でございます。

この音羽山地区につきましては、前回の部会では大津市の歴史的風土を形成する区域ということで説明をしてございましたが、この園城寺の地域、それから次の石山寺の地域の間を結ぶ非常にすぐれた丘陵地、山地があるということと、茶臼山古墳とかといったような歴史的な資源もございますので、ここにつきましては連檐する区域ということで地区として指定をしたいと考えております。

まず、歴史的な背景でございますが、この音羽山を含む一帯につきましては、今申し上げましたように大津京跡等と石山寺といった大津を代表する歴史的ないしは文化的な資産を結ぶ地域でございます。その山麓部におきましては、壬申の乱の舞台となりまして、ま

た奈良時代には頓宮や陪都が置かれたとされると。また、江戸期には膳所城が築かれるといったようなことで、歴史の舞台にたびたび登場する地域でもございます。

比叡山から南へ下りまして逢坂の関を越えて音羽山へとなると、この山並みにつきましては山麓部の歴史的な資産並びに琵琶湖や瀬田川の水面と一体となって特徴のある歴史的風土を形成してございます。

主要な文化的資産といたしましては、禾津の頓宮、これは膳所高の場所にあるということで発掘調査がなされております。保良宮、これにつきましては場所は特定されておられません、このあたりにあったというふうに言われております。それから、車中で少し議題に出ておりました義仲寺、それから膳所城の跡、茶臼山古墳、こういったものがござい

ます。現況でございますが、音羽山の山麓部では大規模な住宅開発が進んでおまして、近年もこの傾向は進んでいる状況にございます。また、市街地内でまとまった緑を形成しております茶臼山におきましても、周辺の部分で市街化が進みつつあるという状況にござい

ます。膳所の旧城下町は歴史的な町並みが残されている地域もございまして、またそうした市街地の中に義仲寺などが立地してございますけれども、建物の建てかえが進むなど歴史的な環境の維持が困難となっている状況にございます。一方で、膳所城跡が公園化されるといったような形で歴史的な環境整備の取り組みも見られるところでございます。

それで、保存の対象と保存の考え方でございますけれども、音羽山と茶臼山の自然的な環境を保存すると。あわせて、頓宮や保良宮、これは今回保存の対象の区域には入れてございませぬが、こういったものとの背景となります山並みを中心としてその環境保全を図っていくということを想定しており、図面の方はごらんいただくとおりでございまして、現況風致地区として指定されている区域を中心といたしまして指定を考えてございます。

続きまして最後、5番目の石山寺地区でございまして。

石山寺につきましては、詳しく御視察をいただいたわけでございますけれども、歴史的な背景につきましては、保良宮の鎮護寺として寺観が整備されたと。その後、観音の霊場として名をはせたということでございます。現況、伽藍山と前面の瀬田川の水面、こういったものと一体となりまして歴史的な景観を形成しております。これはやはり近江八景の中で「石山の秋月」ということでうたわれております。また、広重の絵にも描かれているということでございます。

主要な文化的資産は石山寺ということでございまして、周辺の状況は、伽藍山周辺は市街化が進みつつございます。また、瀬田川に沿った道路沿道には商業地域が指定されておまして、その関連で観光関連のサービスの施設が随分立地してございます。一方で、石山寺周辺での老朽化した旅館の建てかえなどが見られておまして、徐々に歴史的な町並み景観が喪失されつつあると。また、中高層建築の建築によりまして、そうした景観が失われるおそれも高まってきてございます。

こういった事情を背景といたしまして、保存の対象と考え方でございますけれども、伽藍山の自然的な環境を保存する。また、瀬田川沿岸の自然的景観、水辺景観を保全すると。山林に囲まれた石山寺の歴史的風土を保存する。特に、瀬田川の左岸側から見晴らせます伽藍山、石山寺、瀬田川、こういったものが一体となっている景観を保存するというこ



を考えてございます。

図面の方で見ていただきますと、これは現況風致地区に指定されているところが中心でございますが、石山寺並びにその背後にあります伽藍山、それと瀬田川の水面、それと瀬田川と石山寺、伽藍山の間には挟まれます市街地の部分、これらを保存区域として考えていきたいというふうに考えてございます。

以上が歴史的風土保存区域の指定の考え方でございます。

また、参考といたしまして資料9の方に、これらの指定されます区域について現況どのような規制がかかっているのかといったことを図面で整理しております。少しカラーコピーが調子が悪くて色がずれているところがあって見にくいのが大変恐縮でございます。

これらの区域につきましては、1つには自然公園の区域がかかってございます。これが1枚目でございます。1種特別地域から普通地域までいろいろございますけれども、特に比叡山の山などは第1種特別地域、第2種特別地域がかかっているところでございます。

2枚目は、先ほどからたびたび出てきておりますが、都市計画の上で風致地区が相当部分指定されておまして、その区域とかなり重複しているという状況でございます。

3枚目といたしまして、保安林でございまして、やはり山林部が中心であるということもございまして、一定部分につきましては保安林に指定されているという状況でございます。

また、4枚目の農業振興地域及び農用地域でございますけれども、今回の案の中では農用地域の区域は含んでございませぬ。比叡山の地区におきまして一部農振地域が入っているという状況でございます。

最後に、山林部分の土地所有状況でございますが、相当部分が社寺等の大規模所有地並びに国有地となっております。これらが現況でございます。

以上が区域の考え方でございますけれども、今回お示ししております案は、これはあくまでたたき台となります素案というふうに御理解をいただきまして、是非とも御忌憚のない御意見をいただければと思っております。

また、今後の歴史的保存区域の指定に向けての作業ということでございまして、資料の10の方をごらんいただきたいと思っております。

歴史的風土保存区域がかかりますと、一定の建物の建築でありますとか木竹の伐採等につきまして都道府県知事への届け出が必要となるということでございまして、土地の利用に一定の規制がかかるわけでございますけれども、現行の古都法の中ではこうした土地の規制を伴います保存区域の指定について地元住民等への周知等の規定がございませぬ。ただ、現下の行政の進め方、例えば市民参画でありますとか地方分権、情報公開といったような観点から申し上げますと、やはりそういった規定がないとしても、市民への周知でありますとか意見の把握などは必要であろうということでございまして、今回、大津市の歴史的風土保存区域の指定に当たりましては、これは運用といたしまして市民等への周知や意見募集を行いたいと考えております。

具体的には、この資料10の2.のところでございましてけれども、歴史的風土保存区域の指定(案)の縦覧、それから説明会の開催、意見の募集、こういったものを今年の12月から1月にかけてやらせていただければと思っております。本日お出しいたしました素案に皆様方の今日の部会での御議論いただいた結果を踏まえまして修正案をつくりまし

て、それを市民に公開した上で、また市民からの意見を踏まえて最終的な事務局側としての案を作成した上で、改めて次回の歴史的風土部会でお諮りをしたいと。その中で、議決をいただければというふうに考えてございます。

歴史的風土保存区域の指定につきましては、説明は以上でございます。

部会長 それでは、ただいまの説明に基づきまして審議をしたいと思います。

大津市における歴史的風土保存区域指定の原案に対する審議でございます。本日、ただいまの御説明にございましたように、本日の部会における議論を踏まえ、またこの事務局の説明がございましたが、大津市民等への周知、必要な説明を経て、次回の部会までに最終的な案をまとめていただき、部会で検討するということになるかと存じます。

それでは、この原案につきまして、そういった御説明につきまして御質問、御意見等ございましたら、どなたからでも結構ですので御発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。

どうぞ、A委員。

A委員 ちょうど昨年ですが、この同じ会合でしたけれども、現地視察させていただきまして、その後、具体的にこういう大津の古都指定に至ったということで、私もこういう場に参加したこと大変うれしく思ってますし、この間、関係行政機関、事務局の方も、いろいろお仕事大変だったと思うんですが、委員の立場から言うのもなんですが大変よかったなと思っております。

そこで、実は大津が古都であるべきかどうかという議論については既に終わったんですけど、実はもともとの審議会に大変重要な役目があって、まさに今日資料の8ということ、またいろいろこう図面が出ておりますが、こういうものをこういう形でいいのかどうかという議論をしなきゃならないんですけど、ということで大変責任が大きいなというふうに改めて感じております。

そこで、実は今日追加資料でもともとの歴史的風土審議会、当初からのかなりの経緯がありましたので、それを考えてみますと、今回大津の古都区域の指定に関しては、私の委員としての考え方、2つ大きなやはり課題といいますか、考えなきゃならない点があると思っております。

と申しますのは、1つは、実に約30年ぶりといいますか、全くゼロから新規に古都区域を指定するという作業といいますか、考え方をやらなきゃいかんと。と申しますのは、前回の私自身がこの審議会に参加したときには、実は逗子の課題が整理してあったんですが、これはもともと何をするか非常に明快でありまして、もともと歴史的に鎌倉の地域であった切り通しを保全しなきゃならないと。それがたまたま現在行政区域で逗子に所在しているということでの逗子の古都指定だったんですから、これはもともと逗子全体を議論する形ではなかったわけですね。ですから、議論としては比較的審議会としては簡単に、むしろ詳細にどの地域をとるかというのは行政の中での検討に任せたいというふうに私は記憶しております。

ところが、大津の場合には、大津という都市をどうとらえるかというのを考えた上で、この区域ということになるということでありまして、そうなりますと果たして今後どういう審議でどこまで委員として議論したらいいのかなというのが、実は一つの悩みということでもあるし、それからもう一点は、実は今資料10の御説明が事務局からございましたが、

もともこの古都保存法は、昭和40年代の非常に歴史的な古都の地域におけるこれが大都市でしたので、乱開発が進んでしまうということで、国民的な支持のもとに議員立法された。そういう特殊な経緯があった法律でございますが、一方では具体的にいろんな仕事と申しますか、特別地区の決定は都市計画ですし、またそれに関するいろんな規制なり、またいろんな整備の主体というのは自治体の仕事ですので、これはほとんど今地方分権で自治事務になってるということで、都市計画、もともと非常に具体化に関係してる都市計画制度が既に分権化されてるということであります。

そうしますと、古都保存法をつくったときは、あくまで都市計画は国の機関委任事務ということで国と自治体とで相談していくということで、そういう意味ではすっきりしていたんですが、分権化した後で初めて、しかもゼロから指定をするときに、当然ながら今国道でも構想レベルからいろいろ意見を聞いてて、多分今平城京をたしか通す、国道のバイパスについて新しくパブリックインボルブメントの委員会をつくったりというのはやっていると申しますけれども、そういう時代に既になってるという中で、果してどういう手順が要るのかということでありまして、資料10で確かに今日答えいただいているんですが、これでいいのかというのをすぐ言っているのかどうかちょっと悩んでるというのがあります。

ですから、それと同時に、今日指定されたということで今後滋賀県知事さんが委員に入ってるということで、そういう意味では地元の関係自治体の意見なり、あるいは判断というのがこの審議会の場で反映してるというふうに見とるんですが、とはいいいながらも、今日大津市長さん御臨席されていますが、大津市自体は既にたしか特例市になってまして、また具体の仕事についても大津市としてかなり関わると申しますし、また地元の地権者の方々とか、あるいは市民の方々から意見を聞いた場合、かなり大津市自身がそれを受けとめて、今からどう対処するか、いろんな問題が生じると思うんですね。

ですから、資料10の周知手続は、場合によったらいろんなもうちょっときめ細かく、実質的にはやらざるを得ないと言うよりは、むしろやっていかにやなんないといいますが、大津が古都であるということのPRもといいますが、理解を兼ねて、場合によってはもう少し丁寧な手続も必要になってくるかもしれないという気持ちです。

ですから、すべきかどうかというのはちょっとまだ発言は差し控えたいと思うんですが、そういった中で資料10の実施主体は、確かに場所とか資料については県、大津市の方々が大変一緒になってやると思うんですが、この説明会も実施主体が国なのかどうかということを含めて、それに対応する市民、県民の意見が出た場合に、どなたが、つまり行政、国と県と市が3者関係してますので、どの立場でどういう責任持って考えているのかなというのは、やはりもう少し、今日議論が結論が出れば一番望ましいんですが、きちっとその辺は明確にしといた方がいいんじゃないかなという気がします。

ですから、この2点がございまして、そういう点から申しますと、先ほど部会長からこういう周知、原案を今日ここで考え方について議論をして、できれば今日こういう方向性でいいんじゃないかという結論が出れば一番いいと思うんですが、軽々しく、でもこの方向性が間違ってるという意味ではなくて、果たして1回でいいのかどうかというのは、ちょっと私個人として非常に責任上不安があるというのが正直なところであります。

それと、手続がいろいろ丁寧にやっていった場合に、ひょっとしたら次回の部会までの

期間が実は相当必要になるかもしれません。あるいは、短くて済むかもしれないと。それはまだわからないわけですから、そこら辺どうなのかなというのがちょっと正直なところあります。

それから、細かい点で今図面見てたんですが、幾つか気づいた点とあります。ありまして、1つは、住宅地を確かにくり抜いてるわけですね。既存の住宅地は歴史的風土の要素がないというわけですが、歴史的風土その土地そのものの指定については、開発の制限そのものではないわけですし、区域の一体性からくり抜くのが果たしていいのかどうか。歴史的風土指定区域、くり抜く案をしたとしても、囲まれてる場所の中のくり抜いた市街地を大津市と滋賀県について一体どんな市街地にしたいのかという考え方とセットでやはり議論しないと、単にくり抜いていいということではないですね。

ですから、古都保存区域にならなかったとしても、そういう取り囲まれる市街地ですから、是非普通の市街地とちょっと違う、できれば景観法に頑張ってもらいたいという気もあるんですけども、であるならばむしろ一体にして、もし地権者の理解とか、県、市の政策的にむしろ都合がよければ一体的に指定するという方法があるかもしれませんので、そこら辺は少し比較検討していいんじゃないかなというのがあります。図がくり抜きについてですね。

もう一つは、御説明の中に近江八景の話もありましたが、これは瀬田川のところ、唐橋まで一体とか近江国府とか含めて、大津の場合やはり当時の大津京から過去のずっとそれは近代まで非常に歴史上重要な舞台であるというのが一つの評価だと思いますので、場合によっては検討対象としていい区域がもう少しあるのかもしれないというのがありまして、まして近江国府庁が、この国府跡で当時の状況が残ってる場所というのは珍しいという掲示が出されてまして、しかも県が一生懸命整備してると言われてます。ですから、そういう場所どうするかですね。それは少しまないたにのってもいいんじゃないかなという気がします。最終的にどうするという。

それから、京都との一体性で区域と一体、見比べてみた場合に、やはり一体的に入れてもいい場所が実はあるかもしれませんので、そこら辺を京都の現在の古都指定区域と、今回のその検討区域の中で当然抜ける場所があると思うんですが、歴史的な文化的な遺産の場所としてはないかもしれませんが、せっかく比叡山も両方またがっておるわけですし、その一体性から見た場合に、ひょっとしたらもう一回チェックしておくべき場所であるかもしれない。これ私わかりません。ただ、何となく最終的に1ページ目は京都と滋賀県、これ一体にした図面見ると何か出てくるかもしれない。

そこら辺が幾つか、具体的な点では非常に気になる点がありますが、それらにつきまして大前提として今後どの程度ここで議論するかということが少し委員としてちょっと考えてます。そういう点が1つ。主に2つに分かれています。

部会長 具体的な問題と手続上の問題とが今A委員からありました。

事務局としてはいかがでしょうか。どこまで我々が議論するかということ。特に、周知方法等の場合に、対応の仕方ということがございますね。

事務局 まず、周知のやり方でございますけれども、とりあえず現況規定がないものですから、都市計画の手法をおおむね倣った形で整理等させていただいております。

極めて正直に申し上げますと、一番最後のところに周知方法ということで、広報誌とし

て市の方で出されております「広報おおつ」、これに掲載させていただこうというふうに考えておりました、これの原稿の締め切り等の問題がございますので、日程等について案の縦覧、それから説明会の開催、意見の募集につきましては、できればこんな形で今回やらせていただければというのが正直な気持ちでございます。

ただ、これでは不十分であるということであれば、できるだけその意見に沿うような形でやらせていただきたいと思いますので、御意見をいただければと思っております。

なお、説明会の開催につきましては、これはあくまで主体は国ということでございますが、実際に地元の方の対応となりますと国ではきめ細かい対応ができませんので、県、市にもお手伝いいただきながらやらせていただきたいと思いますというふうに考えております。

それと、区域の指定につきましては、御指摘のところは極めてごもっともと申しますか、私どももくり抜き等についてはどうしたものかというところ、随分悩んでおりますので、是非審議会として御議論いただければと思っております。

なお、京都との一体性につきましては、一応京都の図面と並べて事務的には検討しておりますけれども、今回の図面では見えませんので、次回の部会には必ずそういった資料もつけさせていただきたいというふうに考えております。

部会長 ありがとうございます。

いかがですか。よろしいですか。

A委員 一たんあります。

部会長 ほかの委員からもどうぞ。

どうぞ、B委員。

B臨時委員 私は、大津、随分昔から自分が好きな町だったんで、今度の指定がどんなふうになるかと思って、委員としての一つの案というか、一般的、普通の人の観点からも随分関心がありまして、ところが委員会大分欠席しまして大変申しわけございません。

それで、非常によかった、10番目の古都ということで、そのことは大変よかったです。

さて、この区域指定ということですが、基本的には区域の指定については、先ほど資料6で御説明いただきましたように、大きく観点が3つあるかと思うんですね。それで、簡単に言ってしまうと、私の勝手な了解かもしれませんが、隣接と借景と連結というような観点ですね。それで、今回区域別に紹介していただいたというか、書いていただいたのが6区域というか、5つに分けるか6つになるかということですが、5つで御説明の中だと、例えば音羽山というのは何か非常に連結というところに重点が置かれているという感じがありますね。

2番目の借景というところをどの範囲までにするか。これは先ほどA委員が言われたように、例えば瀬田川を見ますと石山寺からの借景というのは、唐橋というのは大体明治、大正期ぐらいまで非常によく見えたし、今も関係があるんですが、さてここが入っていないのはどういうことかというふうに問われるようなことがあるかと思うんですね。

もう一つは、瀬田川周辺はこれは風致地区という感じでいけているというふうにも解釈できますし、新たにこういう指定の場合にやっぱり市民的な関心といいますか、どこまでが含まれているかという意識をしっかりと持ってもらうというような意味でも、どこまで入れるかというのはやっぱりこれは何かもうしばらく考えてみる必要があるのかなという気がします。

それから、琵琶湖の周辺というのも、例えば坂本地区、実は私は坂本で一度泰門庵という寺にずっとおったことがありまして、どっち側を借景にしてるかということ、比叡山借景だという説と、いや琵琶湖ではないかなという、琵琶湖側がすごくあの坂本の伝建地区、それから全体にあそこにある寺の雰囲気を引き立たせているというのがありまして、あれも琵琶湖湖岸は坂本のあたりから見える範囲では風致地区に入っているようなので、それでやるのかという。つまり、多分なぜこうなっているのかという説明がやっぱりないと、ちょっと住民も一体どういう意見を言っているのかなということになるかと思うんですね。

それで、ちょっと機械的に過ぎるかもしれませんが、例えば5地区に分けたとして、おおむね例えばこれは隣接と借景とを重要な要素として区域を決めたんだというようなこと、あるいはこれは連結というような観点から欠かせないとか、何かそういう説明によっては随分うまく区域を、みんなの理解が得やすいのではないかなという気がしまして、その辺の説明ですね、今日は時間の関係で余り多分詳しくしていただけなかったと思うんですが、その辺の区域指定の根拠というか、いい説明がされるとやはり委員の方のみならず周知された側も、何か意見も言いやすいし納得もしやすいというような気がしました。その辺どうなっているのかなというふうに思いました。もし何かお考えがあれば、お聞かせください。

部会長 最初の古都指定の考え方というのは非常に明快だったですけど、それぞれの地区にどういうふうにそれをあれしていくかということですね、今おっしゃったように。それは説明原理としてはそういうことがあった方がわかりやすいと思います、便宜上は。市民に周知するというときには、そういうことがわかった方がいいと思います。

何かおっしゃることございますか。

事務局 わかりました。

部会長 よろしいですね。そういうことを考慮していただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

今日御説明いただいた案について、もちろん先ほどA委員からも御意見が出ましたけれども、手続の問題、それから京都との連携、さらに言えば市民への、もしこの方法でやっている御意見あるいは何か出てくれば、それも含めて改めて次回に案を出していただくということですね。

スケジュール的なことで、何かどうしてもあれがあるわけですか。場合によって説明会やなんかが、これである程度スケジュールが決まっているわけですね。

事務局 少しこちらの方で先走ったところがあるのかもしれませんが、今回の先ほど申しあげました日程そのものについては、こういう形での公表をするということで、広報誌に載せる方向で調整がもう進んでいるという状況でございます。

したがいまして、中身としてどうするかとか、さらに今回はとりあえずこういう形でやるにしても、今後恐らく前回の大津の指定の際にも、古都法の適用について今後どうしていくのかという部分を含めて、新たな都市の指定なども今後出てくることもありますので、一度今回この形で、テストというと大変恐縮でございますけれどもやらせていただいて、その結果も踏まえてもう一度御議論いただければいかがというふうに考えておりますが。

また、実際やり方等について具体的にこうしなさいというものがございましたら、是非と

も御指導いただければと思います。

部会長 今回のA委員、B委員の御意見は、是非これから考えていただきたいですが、会長代理、何かございましたら。

部会長代理 これ、恐らく歴史的風土というのは、長年の歴史、そこに人間が住んできてきたものですね。ですから、恐らくどういう、この案で私は市民にかけてみたらいいと思うんですね。どんな御意見が出るかによって考えたらいいと思うんで、今A委員さんなりBさんの御意見を伺っていると、ごもっともだとは思いますが、結局はこういうものは市民がきちんと理解して決めてくれなきゃ守れないと思うんですね。トラブルを起こすことで。ですから、私はこの案で市民におかけになって、十分説明された上で御意見をいただいて、最終的に決めたらどうかと思っております。

1つお尋ねなんですけど、市民でない方の意見はどうされますか。よくこれ、こういうことをやりますと市民でない方の意見がいろいろ出てくるんで、特にそういう人に限って熱心な人が多いので。

部会長 いろいろ出てくる。なるほど。

事務局 意見の受け付けの方法といたしまして、大津市の方で開いておりますホームページでも御意見の募集をしようと思っております、こちらの方は案が詳しくちょっと見れる状況にはなかなかならないと思うんですけれども、大津市民以外の方からでも御投稿いただけるのかなというふうに思っております。

部会長 こういうものをやった場合に、外部も含めてですが市民の方から意見があって、当然次回の案の中にそれは意見を反映させるようには努力されるんですが、いろいろ意見なり、あるいは場合によって主張があった場合に返事をするんですか、一々。どういう形で対応されるのでしょうか。

事務局 基本的に、御意見いただいたものについては回答を返す形になります。

部会長 そういう形ですね。

事務局 それともう一点、大津市のホームページだけではなくて国土交通省の方のホームページでも掲載をしたいと思っております。

部会長 それはそれぞれの大津市なら大津市、国交省なら国交省から返事を出すんですか。

事務局 今回の原案をつくる立場がやはり国でございますので、国としてお答えするという形になるかと思えます。

部会長 国からお答えをする。

事務局 はい。

部会長 そういうようなやり方でよろしいですか。

Aさん、何かそのことについて御意見ございますか。

A委員 まず、せっかくいろいろ、まず最初案を出すこと自体は私賛成です。これ出さないことには何も始まりませんので、しかも準備をしてるということですから、「広報おおつ」だけではなく、是非少し立場を違えて県の広報でも出した方がいいんじゃないかと。実は、全県に是非知っていただいた方がいいんじゃないかと私は思います。

それは別としまして、先ほどB先生の御意見も、私共鳴する部分があるんですが、1つ、これどうでしょうか、資料6で、もともと昭和41年に古都法そのものの解釈ということで

こういう記事になったわけですが、これだけで全部説明するというのはやはり今の時代ちょっとこれは少し乱暴といえますか、これは一種の憲法みたいなものでありまして、それぞれの大津の特徴を議論してやったわけですから、大津市におけるやっぱり歴史的風土保存区域の指定基準と、これが欲しいと思うんですね。やっぱり5項目ぐらい、数はどうでもいいんですが、別に20項目ぐらいでも私はいいと思うんですけど、やはりそれに例えば大津のこういう価値、確かにここに資料6に第2章にあることはあるんですが、やはり大津における今回の歴史的風土保存指定基準と、それをやはりこの審議会の中できちんと決めたと、あるいは確認したということを実体化すると、後は事務局ベースで実体化すると、こういうようになってきますよね。

我々としては、最後は確かに2万分の1のこういう図面を是非見ながら議論はしたいんですが、詳細な図面はやっぱり審議会レベルでは参考図ではないかと思えます、あくまで。この細部についてきちっと答えていってるんですが、このそのものの中身まで踏み込むのは、現地の状況そこまでわかりませんし、難しいなど。ですから、それはやはり指定の考え方とか、基本的にそれがあつた程度の資料、図面を見て審議会ではわかつた。これは是非やっってくださいという中で、あとは事務局としてのいろいろな責任において細かな説明をしながら、ただ近年のこういう時代ですから、特に土地利用規制がかかりますので、最終的には自分の家は結局入るんですか入ってないんですか等を含めて、多分いろんな問い合わせが出てくると思うんですね。それは審議会のレベルの話ではないと思えます。

ですから、やはり第2回の昭和41年だけのこの基準で具体化というのはちょっときついなというのがありまして、できたら本当そういう文書を書くんですけど、やっていただくとわかりますけど、この中でもいいし、口頭でもいいんですが、もし確認できればそれを制度化するとか、またできればやはり大津におけるそういうような基準みたいなのが、それが今日の最大整理といえますか、それが確認できてれば、あとはもうその具体化のもとで図面ができとるわけですので、あとは事務関係課とまた地元市民との連携の中でさっき言った穴抜けの住宅地の話とか含めて、場合によっては審議会の委員でのそういう参考意見があつたという中で検討してもらえれば、その穴抜き住宅地をつくるべきでないとかつくるべきであるとかというのは、別に指定基準では僕はないと思えますので、何かそこから辺どうでしょうか。できればそこら辺を今日。

部会長 今の資料6の2のところに一応文章になっていますね。それをもう少し、例えば項目、建築の法律みたいな項目化するということですか。

A委員 といえますか、やっぱり審議会ですから何かそういう指定基準を我々が決めたと。もちろん、事務局の議案をもとに議論してということですが、本当ですとこの場でみんなで相談して一緒につくってもいいんですけど、それはどうでしょうかね。

部会長 ええ、そう思いますか。

部会長代理 今おっしゃって、気になったんですけど、昭和41年の当初の解釈なり運用方針を、金科玉条のように考える必要はないと思えますよ。もう40年前の話ですからね。その後、市街地の状況も形成の仕方も変わってきてるし、人の暮らし方も変わってきてるし、価値の判断も違ってきてますから、当然参考にしなきゃいけないしこれを無視するわけにはいかないんでしょうが、必要があれば変えるべきだと思います。

もう一つ、Aさん言われた中で、市街地の穴抜きというのは、これはそんなにけしから



んという必要ないんだらうと私は思っています。恐らくAさんだっって直ちに市街地をやめて原野に戻すとか、そのような措置をとらうということではないと思います。そういう方向に誘導するとかということだらうと思えますけど、現に人が住んでる場所ですから、そこまで変えられるかというのは余り無理な負担を市民に求めない方がいいんじゃないでしょうか。

部会長 いかがですか。

A委員 後者の今の部会長代理の御指摘のことはまだ議論があると思うんですが、1つ率直に伺いますと、一応今日5時半となってまして、しかも一番こういった基本的にこういう原案で、しかもこういう手続やっていいかというのが一番ポイントで、その後に、できましたら今後のいろんなほかの課題についてどうするかというのが審議予定事項という、そういうのがあるんですけど、メインは今日はそのあたり、これが目的ですから、例えば一委員の立場でこういうことまで提案するのはちょっと恐縮なんですけど、しばらくちょっと15分ぐらい時間とって指定基準案をつくれませんか、事務局。皆様方大変優秀な方々ばかりですから。それをやはり、それが一番審議会のポイントではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

部会長 ここでやりますか、一緒に。

事務局 前回の古都の指定の対象の基準についても相当の議論がありまして、あの基準を適用するのかどうかということでもいろいろ御議論いただいた結果、大津を古都に政令指定都市にするということになったわけですが、今回のこの保存区域の指定基準についてもやはり当時の考え方というのを今の時点でそのまま機械的に適用するのか、それとも時代的な変化を踏まえて少し議論した上で、基準を変えた上で大津に適用していくのかという御議論だというふうに理解しております。

それで、この指定基準をごらんいただきますと、これ非常にある意味でいくと、第1は区域の選定というふうに書いてございますけれども、土地のとり方というある意味で言うと非常に技術的な内容なんではないかと思えます。ただ、先ほどB委員の方からお話があった借景とかということになりますと、たしか鎌倉では段葛から見て視覚的に一体となってるところを古都の保存区域にしたとかというような、いろいろなそういう議論を踏まえた上での区域の選定となっておりますので、特に借景というような点について、大津の場合はどういうところまで含めるのかというようなことで御議論いただくと非常にありがたいというふうに思っております。

それと、境界の設定というのは保存区域内におきまして行為の規制がされるというようなこととか、あと歴史的風土の維持、保全といったようなことから、しっかり区域を明示してないと後ほどの行政対応が難しくなるという面、混乱するという面がございますので、それはきちっとここに書いてあるような形で境界は定めさせていただければというふうに思っております。

ただ、第2の境界の設定のところにも、地形、植生状態の景観上の一体性とか、あるいは主要な地域から眺望等の景観の一体性、あるいは当該区域における景観の維持、保存上の必要性というようなことを勘案しということでございますので、例えば景観の一体性というのがここで御説明させていただいたような、例えば音羽山の地区と園城寺の地区ですとか、そういうものを別々の地区として考えるのか、それともある意味でいきますと全部

連なってるわけですから、一つの区域として全部考えるという方法もあるんじゃないか。それによって、大津の、今A先生がおっしゃったような大津としての、古都大津としての区域の基準という話は、今私の方から申し上げたような一体性の議論だとかによって決まってくるんじゃないかというふうにとらえておりますので、その辺是非御議論いただければありがたいと存じます。

部会長 いかがでしょうか。

どうぞ。

A委員 ちょっと議論のためにというと、ちょっとあれなんです。例えば、私個人のイメージ持ってます基準ということ、例えばこういうことです。本質的なことは別として例えば蛇足的なことを言えば、最後に例えば京都の歴史的風土保存等についても、一体性についても考慮するとか、幾つかそういうのを出していただくとする。根本的に言えば、まず第1の歴史的風土保存区域の選定にまず当然これを踏まえてるわけですから、大津において歴史的重要な文化的資産とみなしたのはどれかというのを、やっぱり僕は明示しないといけないと思うんですね。

それに、当然等ぐらいつけていいと思ってんですけど、だから大津においてはこの歴史的重要な文化的資産と考えたら、これとこれとこれ等ですよと、したがってそれ中心に指定していくと。やっぱり、それは明示しないと私はおかしいんじゃないかと。

それから2番目、ここに借景ということがありますから、ですからここで当面で言えばB先生からお話のように、山と多分琵琶湖というのが両方あるんでしょうね、恐らくね。その辺をやはり簡潔かつ何かうまく表現できればなど。それから、この散在するというのも今回大津の場合適用したのかどうか。適用したいのであれば、やっぱりどういうものを例えば想定してるのかと。まず、私たちはやっぱり素直にこのもともとの基準を受けて今回こう解釈すると。それ以外に加えて、時代の変化とか大津の歴史、特性からこういうことがある程度決まっていますというようなことがあっていいと思うんですけど、やっぱりそこら辺が私は、私のイメージで言う指定基準というのは第一です。それがあれば事前に、したがってそれを展開して細々な解説がここに出てくる2ページ以下になると。多分、広く県民、市民にPRするのは、今回大津市における古都指定はこういう考え方なんです。それはまず大原則だという前提で、あとは細かいディテールとかというんだったらそれはお任せする。多分そんなストーリーではないかと私思う。いかがでしょうか。

部会長 どうぞ。

部会長代理 Aさんが、さっき基準づくりをしないかと言われたんで、その点についてはよくわからなかったんで、意見申し上げなかったんですが、今おっしゃってるような基準づくりならば私はそれは当然必要なことだろうと思います。この大津の基準はどういう基準で考えて決めたかということのをこれは当然県民、市民に開示しなきゃいけないことです。それを、私言うのは40年も前の古都審議会の議論をそのまま引っ張って、これに必ずこの原則に適合しなきゃいかんのだということかどうかということなんです。

だから、それぞれの例えばこの地域について、市民なり県民の地元の人、住民の人たちに問題を説明するときには、こういう考え方でやりました。皆さん賛成ですか反対ですか、あるいは違った意見がありますかということのを伺うべきだと思います。全国のほかの地域で議論されたことまで余り引っ張らん方がいいんじゃないでしょうかね。

A委員 ですから、私、奈良とか奈良市とか京都のことをここでまた今検証するという意味ではなくて、例えばここで言えば、今回山並み指定してるわけですが、比叡山のところで当然区域が切れてるわけです。ただ、一体性がある場合、山はずっと続いているわけですから、つまりどういう考え方で山並みを評価してるのかとか、あるいは比叡山という社寺の区域を重要視してるのかとか、そういうことが実は大原則がある中で自然に線が切れてくるというね。ですから、そこをやっぱり明示してないと説明がきちんとしてできないんじゃないかと思うんですね。そこはやっぱり今日確認していた方がいいんじゃないかというのが私の意見です。それを上手に主文化してくれればありがたいなという意味であります。

事務局 A先生の御意見はもっともな点でございます、実は区域を決めた後の保存計画にかかわる事項でもあろうかと思えます。どういう歴史的資産を中心として歴史的風土を保存するのかということでございますので、ある意味でいきますと今日お示しさせていただいた資料6の2ページ以降の主な文化的資産で書いてあるんですけども、これはある意味でいきますと、こういう大きくくりでとらえるだけではなくて歴史的資産にランクはあるのかなのか、ちょっとその辺はいろいろ議論があろうかと思えますけれども、主要なものがこういうものでいいのかどうかということと、もう少し幅広くとらえとく必要があるんじゃないかというような、そういう御議論ではないかと思えます。

それと、それがA先生からございました文化的資産についてきちっと明示しとく、これは後々の保存計画にかかわる話ですんで、これはしっかりやらせていただかないといけない点だということで、我々もそこはさらに意見募集に当たりまして精査させていただきたいと思えます。

それと、京都市の歴史的風土、保存区域との一体性ということからいきますと、これが大津市の歴史的風土保存区域の指定にどういうふうに一体性ということを反映していくのかというところがちょっと事務局としてはいま一つ整理できておりませんで、多分ここで今日こちらの方でお示した案に京都の方の区域が載ってないから、ちょっと十分な議論ができてないということではないかと思えます。御承知のように、最初は京都の方の区域というのは山科の方にはかかってなかったですけども、前回山科の方に保存区域を拡大したということからいきますと、そういったことからいきますと、ほぼ京都側との境というのは今回の区域の案では隣接、接するような形になってるというふうに作業としてはやらせていただいたところです。

ただ、もう少し突っ込んで考えた場合に、例えば大原との関係でああいう区域設定で、案で十分なのかどうかといったような点について、A先生の方からそういうことが一体性として十分考えるべきだというふうに受けとめさせていただければ、その点についてはちょっと補足的に事務方から説明をさせていただきます。

それとあと、借景にかかわる議論でございますけれども、これ歴史的資産と一体となった自然的環境を保全するという観点からいったときに、当然保存の対象にはなるというふうに理解しておりますけれども、琵琶湖自体は御承知のように河川法の適用がされてまして、これは県の方から十分御説明していただいた方がよろしいかと思えますけど、基本的に琵琶湖が終わった後については、琵琶湖の自然的環境の保全というようなことが1つ大きな柱として行政が展開されているということからいきますと、そういった意味からいきますと、この古都の制度と申しますが、古都法の制度で取り組む必要性が高いかどうか

という議論ではないかというふうに理解しております、私どもとしてはそういう議論はあるのは前々から承知しておりましたけれども、河川区域であり、現在の取り組みはできるだけ自然に護岸なりも返していこうというような取り組みで取り組んでおりますので、あえて今度古都の歴史的風土保存区域に指定して古都としてのいろいろな行政として取り組んでいくまで必要はないだろう、必要性はないだろうという判断でこれは保存区域に含んでないという理解をしておりますので、そういうことで御理解いただければというふうに思います。

事務局 今事務局の方から説明があったところでございますけれども、比叡山、それから今お話がありました山科、こういった区域につきましては大きなそごがないようにということで整理はしております。ただ、確かに大原の分につきましてはもう少し北側に京都側の方が延びてるかと思っておりますので、そのところは一部整合がとれてないところはあるかと思っております。ただ、ちょっと今お手元の資料ではそこが明確にわかりませんし、今日私どもも京都の方の図面持ってきておりませんので、そこは次回きっちりそこはわかるように説明させていただければと思います。

部会長 具体的にということよりも、ここの基本的な基準の中で京都なり重要な近隣の一体感というか、あるいは連続性を考慮すべきだと、あるいは考慮して決めたというような基準が必要だ、そういう御意見ですね。

それと、憲法のような基本的な基準でどういうことを重要な文化遺産として文化資産と認めるかを明示すべきだという御意見もあった。これはどうでしょう。私は基準ならば重要な文化遺産というものをもちろん保存し、それと一体になってということでもいいんですが、一々挙げていった場合に、それではこれはどうだとかあれはどうだという議論が出てくれば、基準を変えなきゃいけないということになるわけですね。私、むしろ基本的なものを重要視すると、そしてその案に基づいてここではいろいろ主要な文化的資産という案が出てきてるわけですから、それに対してあるいは御意見がいろいろあった場合にはその御意見をもとに考え直して、妥当であるかないかということで決めていくというふうに、基準自体を一々変えるということになると大変だと思うんですが、いかがですか、それは。

A 委員。

A 委員 B 先生が、ちょっと今手を挙げてますのでお先に。

部会長 すいません。はい。

B 臨時委員 私の言った意見はというか、この資料6で昭和41年の風土審議会のデータというので、別に私護憲派ではなくって、単純に、これ憲法で守れという意味で発言したのではなくて、部会長代理の言われたようにこの区域はそういう、例えば他の風致地区だとか、これから瀬田川及び琵琶湖の右岸等々のことも含めて考えた上でのこの区域がやっぱり今回の指定にはふさわしいだろうという、そのとおりだと思うんです。ただ、この説明が当然この資料6の2というのが保存の考え方の根本であって、大津には。そして、地域別にちゃんと主要な文化的資産とこう説明があるわけですね。これがやはり基準といえは基準なんですね。

それで、ただし、ではこの審議の結果、この地区をこういうふうに区域を切り詰めたのは何かというような質問が来たときに、むしろうまく説明というか、やっぱり議論の中でこういう形でこれは決まったんだというのがより納得できるのは、もともと憲法というの

は非常に緩やかな枠組みですから、その憲法の枠組みの中にも入っておりますというのがやっぱり言えないといかんと思いうんです。改憲という考え方もありますけど、大げさなことではなくて、これはやっぱり基本的にみんなわかっていることで、核となる文化資産があった上で、それを守るために随分周辺まで含めて指定をせざるを得ないというようなことだと思いうんです。

ですから、私が言ったのは隣接と借景と連携というのは非常にわかりやすい、納得できる説明なので、それがここの文章で酌み取れればそれでいいわけで、その言葉を入れたとか、これは連結地区だと、これは借景地区というような意味ではないんです。ですから、この書き方をよりうまく、例えば私なんかはなぜ瀬田の唐橋入ってないかなというようなものは聞かれるのではないかなと思ったので、そういうことを申し上げたんです。

ただ、お考えがあってこういう形になってるといのは十分理解して、多分これでむしろ意見を聞いた方がいいという部会長代理の考えは、私はそれで賛成したいというように思います。

部会長 どうぞ。

A委員 より具体的な意見申し上げますと、つまりこういうことなんです。資料6が今日の重要な資料ですから、順番にいきますと、まず1番は、確かにこういう歴史的風土保存の指定基準をもうつくってきたんですから、やはり僕は端的に言いますと、今後も大津についてはこれを適用してやりましたと、まず書くのが普通ではないかと。要するに、41年につくったと。これをやはり適用しましたというのが第1項目ではないのかなと、そういうことです。それが書いてないだけです。それ言わなきゃいけないと。それを我々が確認してるということが重要なんで。

2番目は、一番気になるのは、例えばこういう表現が出てくるんです。2章のところは下の5地区に設定するじゃないです。2章で掲げてる方針に基づくと結果として5地区になりましたと書かなきゃいけないですね。だから、2章は、例えばこうなんです。さっき私大津における指定基準と言ったのでちょっと誤解を招いたので直しますと、大津における歴史的風土保存区域の指定の基本的な考え方についてとか、あるいは基本方針についてと、それはやっぱりこの項目に明快に書くべきではないかなと。これは要するに今の原案第1章、文書で出てますから、これは要するに大津についての歴史的な評価をしてる。誰でも納得する評価をしてることであって、大津の古都区域の指定の考え方そのものではないと思いうんです。大津の歴史的な評価をしなきゃならない。ですから、やはり繰り返しますと、上の昭和41年の基準に基づいてまず素直に大津のやっぱり歴史上重要な文化的な資産として入れるものをやっぱり列挙していく。それを私たちはこういうものを基準としたんで、これを中心につまり文化的資産を全部評価したのではなくて、あくまで古都区域の指定の考え方から言ってる文化的資産はこれですよということなんです。

それから、やはり現実に言いますと、この第3の散在するというのは今回適用したのか、してないのかと。その辺の確認はやっぱりしておく必要がある。私が言ってる基本、そういうようなイメージですね。それが多分箇条書きになってるとまさにそれをやるんです。やっぱりそれは今後もなるべく変えないで、公開したり、また検討した中で多少変えてもいいと思いうんですが、今日の結論としてはそういう指定の基本方針を決めた。その具体化の絵姿がこれですと。当然、だからさらに行政内部で検討した結果、絵姿を確認をし、

規制の内容ですから当然地元の地権者の意向とか意見の中で当然変わっても、変わってる部分があってもいいと。だから、考え方はこうですよ。

それを適用した説明が2ページ以下でして、2ページ以下で説明だけするというのはやっぱりちょっとまずいと。やっぱり、原理原則の部分のそこをきちんとしておくんですね。だから、私も必要だと。

だから、つまり第2章を具体的にはちょっと書き直してほしい、もっとより端的に言っちゃいますと、そういうところですよという意見ですが、いかがでしょう。

部会長 第1章に指定基準って40年前かどうかわかりませんが、これが表に出てきているから当然これに基づいてるわけですね、その指定は。だから憲法としてはそうなる。そして、第2章はそれを大津の場合に適用したらこうなるんだと。それで、後に具体的な問題が出てくる。具体的な問題として文化的遺産がそれぞれに出てくるんで、順序としてどっちを先に、こういうのがあるから指定しましたと言ってもいいし、実はこういう指定するのはこういう文化遺産があるからと言ってもいいんですが、そこはもう少しわかりやすくやっていくということは必要かもしれません。

特に、今問題になってるのは、私は40年前だからどうこうということではなくて、基本的には考え方としては当然基本に考え方としてあるわけですから、2番のことを今A委員言われるように、もう少しはっきり納得ができるような書き方ということは必要だろうと思いますね。そして、欠けてるのと言えは特に区域の中だけではなくて隣の京都までというようなことならば、主としてこの2章というか、2の部分ですよ。

A委員 そうしますと、例えば2ページ以下はむしろその3章といいますか、それを受けた具体の。

部会長 そうですね、だと思えますね。

A委員 それを受けたところの5地区にまとめるのが適当ではないかと。ついては、その説明はこうです、そんな感じではないかなと思います。要するに、まとめる方向での生産的な議論をした方がいいと思いますので、要は2ページ以下についてのディテールは、基本的には何も異論はありませんし、さんざんこの審議会で議論した結果ですから、その「てにをは」についての意見は全然申す気はありませんで、事務局としてまた「てにをは」の部分の直されても全然いいんじゃないかと思いますが、要は最終的に2ページに至ったというところまでの過程の説明は、やはりそこが今回勝負ですし、絶えずしょっちゅう使うんじゃないかと。やっぱり、ちょっとこれはどうかと思う。さっきから私が訂正するところですね。

部会長 それは今のような趣旨を踏まえて新しくというふうに考えていただければいいとお考えですか。もう一回議論するんですか。

A委員 それを、だからどういうふうに、1と2を含めてどうするかです。

事務局 確かに2と3のつながりのところが、2の中身そのものもそういう意味ではもう少し、こういったことデータなんかがあるかと思いますが、ちょっと今にわかにはあれですけども、御議論を踏まえて修正したという形で至急に案を提出しまして。

部会長 それは、しかしもう周知、広報で予定しておいでになる。

事務局 ええ、これはもうなるべく至急にやりまして、それで先生方に何らかの形でごらんいただいて、了解をいただいた上で、改めて外に出すという形になると思います。

部会長 今回のA委員の主張はよくわかる場所なので、今の趣旨を生かして、特に2の場所を考えたと思います。具体的には3以下はそれぞれ具体例として私もオーケーだと思いますし、市民の意見が出てくるかもしれないとありますが、それは出たときのこと、最初のページの特に2の場所を今の御趣旨をそれぞれの踏まえて書き直したものの案を、事務局とまず私にお任せいただいて、それを委員にお知らせするというので、そしてそれに基づいて周知する方法を考え、あと行くと。そういうふうにしたいと思います。よろしゅうございますか。

A委員 それで、ちょっと細かい点。そういう前提で今日の最大の成果は資料6になりますので、それで言うと7ページの数値はちょっと先走りをしてるのではないかなと。ですから、これは全然これを切り離して参考までにということで用いられたらと。そして、もう一つ是非これはこの場で、会長を含めて、事務局含めて皆さんで確認した方が、できれば僕は資料6に参考図で資料8がついてるか、資料8がちょっと細か過ぎるということであれば、ここに資料については6番目に出ていますから、やっぱり図面がないとまずいと思いますね。ですから、今日の結論ではこの精度の図面を一応我々は見た、確認したというようなことで、あくまで参考でいいと思うんですが、当然ながら公開するような考え方前提ですけど、そこら辺まで見といた方がいい。つまりそれがまた審議にも出ると。精度といたしますか。

部会長 きちんとやってるという点ですね。

A委員 もし、事務局が大丈夫ですと、皆さん大丈夫と言ったらもう直素に資料1につけたらいいし。そこら辺どうなのかと。

部会長 これはどうですか。公開するのはこの6だけですか。この地図。

事務局 いえ、資料8も公開するという前提で考えております。

部会長 では、それもそういう形。

A委員 では、これとこれが最大の精度ですね。

事務局 そういうことです。

A委員 PDFでやるしかないと思いますけどね。

部会長 いいでしょう、あれでやっておきましょう。

A委員 はい。

部会長 よろしゅうございますか。

では、そういう形で進めさせていただきますが、あともう時間があれですが、次の審議予定について次の議題ですが、審議予定について事務局から、では御説明をお願いします。

## (2) 今後の審議予定について

事務局 それでは、資料11によりまして「今後の審議予定について」御説明をさせていただきます。

本日御議論いただきました大津市の古都指定のうち保存区域の指定につきましては、先ほども御説明申し上げましたとおり、この資料11の最初のスケジュールのところで大津市の古都指定関係のところをフローを書いてございますけれども、本日の御議論を踏まえ、また市民等への周知を行った上で、改めてもう一度開催をさせていただいて御議論いた

きたいというふうに考えております。それが1回で終わるか2回で終わるのかは、もちろん議論の進行次第かとは思いますが。

それが終わりました後に、ただ次回のときにはある程度歴史的風土保存計画についてもお示ししないと議論がしにくいかと思っておりますので、これも骨子案みたいなものはお示しながら、引き続き歴史的風土保存計画についても御議論いただきたいというふうに考えております。

それと、もともとの諮問のさせていただき方が歴史的風土の全般的なことについて御議論いただけるような形で諮問させていただいておりますけれども、大津市以外のテーマということでこの資料11の上の1.のところに主な審議予定事項と書いてございますが、このうちの2番と3番につきまして、今後また進めていきたいと思っております。

3番の古都保存行政の理念の全国展開について、これにつきましては当初から御説明させていただいておりますが、平成10年の意見具申を踏まえまして古都保存行政を古都指定対象都市以外の都市でもうまく活用して行って、地域づくりや都市づくりをしていくという方向について御検討いただくということにしております。

また、それと別にこれは今回追加でございますけれども、明日香村における歴史的風土の創造的活用についてということ、これも項目として追加させていただきたいというふうに考えております。

次のページが明日香村に関連してでございますけれども、検討事項について検討の内容ということで3点ほど書いてございますが、明日香村に関しましては、現在第3次の明日香村整備計画の進行中ございまして、これが整備計画そのものは10年計画でございますが、ちょうど来年度5年間経過してちょうど真ん中に当たると。その進捗の状況について皆様の方で御確認いただきたいということと、その明日香法制定でちょうど25年という節目の年でもございまして、また前回の審議会でも明日香村整備基金に関連いたしましていろいろ財源措置のあり方について検討すべきという話をいただいて、それに基づいて実は交付金を村に対して交付するといったような事業をやっておるんですが、これがちょうどタイミング的に平成16年度で一度切れるものですから、そのあり方などについてもこの中で御検討いただければと思っております。

ちょうどその節目の年ということと、その整備計画の中間年ということでございまして、明日香村の今後のあり方全般につきまして幅広く御議論いただきたいと考えております。

ただ、この件につきましては、かなり専門的な内容、明日香村に関連する専門的な内容が多いということ、かなり立ち上がった議論が多いかと思っておりますので、少し人数を絞った形で、また専門の方にも入っていただいて別途小委員会を設けて、そちらの方でよく議論いただいて、小委員会の方で取りまとめいただき、それを部会の方に御報告いただくという形をとりたいというふうに考えております。

また、もう一つのテーマの古都保存行政の理念の全国展開についてでございますが、3枚目でございますけれども、こちらにつきましてもこれのどちらかという従前のその古都に関する事項のみならず、むしろそのまちづくり、都市計画といった関係から、随分やはり専門的な議論が必要であろうというふうに考えております。また、現行の古都以外の都市、今も臨時委員に萩市長様に入っておりますけれども、こういった都市の



方にも入っていただくということも考えまして、これもやはり専門の小委員会を別途設置して議論させていただければというふうに考えております。

なお、議論のスケジュールでございますが、明日香村につきましては、できれば平成17年度の予算要求に内容について反映させていきたいという考えもございまして、できましたら年度末もしくは来年度の当初あたりから小委員会の立ち上げをさせていただいて議論を進めさせていただければと思っております。

また、古都保存行政の全国展開につきましては、事務局の方の体力の問題もございまして、大津の方がある程度目鼻がついた段階、目途といたしましては来年度の夏前ぐらいから、できれば検討に入るような形でスケジュールを組みたいと考えております。

以上でございます。

部会長 では、ただいまの御説明についてどうでしょう。御意見なり御質問ございますか。

どうぞ。

A委員 1つは、先ほど繰り返しで大変恐縮なんですけど、滋賀県知事が臨時委員に入られましたんで、周知については是非県のお立場でもいろいろやっていただけたら、それはもっとさらに広い視点で滋賀県は各地区において歴史的な資産が豊富ですので、それは県の立場でいろいろあると思うんですけど、それは是非県でもやっていただくといいのかなと感じます。

それからもう一点は、今回参考資料について私も全く知らなかった経緯が随分ありまして、大変勉強になりました。是非これをまた次回、今回の大津の審議も加えると政令都市に関する審議経過が現実にはっきりわかりまして、それで1つこれはいかがでしょう。この中でやはり過去太宰府が別格で議論されてきたというのは、これで明らかになっておりまして、実はこれ私余り詳しくは知りませんが、むしろ部会長が詳しいと思うんですけど、今九州国立博物館を建設中だと思います。それから、大野城は私以前見たことありますが、この間の豪雨で大分崩れたらしいんですね。それから、あそこは水城がございまして、まだ遺構としてはかなり明確に残ってございまして、まさに古代史の舞台ですから、一度そのまさに過去これだけ議論されてますので、再度古都法の適用についてもう一回議論をすべきかどうか議論しといた方が、現地も含めてですね。

せっかくでしたら、もしそういうものがあるようでしたら、九州国立博物館とかそういうもろもろも含めて、いろいろ国の施策としてやっぱり考えといた方がいいのかなという気もいたしますんで、これは少しちょっと是非、今、今後検討する課題の中でも事務局としてちょっと考えていただければなというふうに思います。

部会長 太宰府も含めて審議するということですね。

A委員 それからもう一点は、ちょうど今事務局の方々、皆さん一生懸命取り組んでる真っ最中ですが、ちょうど景観対策の分をつくりたいと。大変、いろいろ都市づくりでは画期的なことだと思って私も大変楽しみにしてるんですけど、その議論とちょうどもう一つこの審議会でも議論するこの前提が非常に関係あるんじゃないかなあとと思ひまして、事務局が法律改正から世論を変えて、多分屋上屋だと思ひますけれども、もう少し前倒しで少し議論すると、国民的にもいろんなことがあっていいのかなという気もしますが、これはこれ以上言うと大変だと思ひますので一応意見ということで、多分これは非常に期待が大き

い分野ではないのかなと。

それから、さっき実はちょっと私早く来てましたんで館長さんに話したんですが、このびわ湖大津館もこれは大変好評だと。これも公共事業なんですね。ですから、やはりこういう国づくり自体も公共事業の一つですから、そういう理解を深めるということもありますので、これは要望と言いますか意見でとどめておきますけど、その議論を私大変楽しみ、期待しておりますということだけつけ加えておきます。

部会長 今の御意見にしたがって今後ともいろいろと議論を広めていくことはできるわけですね、我が部会は。重要な部会ですから、いろいろと考えていただきたいと思えます。

ほかに、どうぞ。

B 臨時委員 ちょっと短く。先ほどの資料6で3番目のところで、石山寺のところでちょっと私も、もしこれでお出しになるんだったらこれはちょっと考えてほしいという一文がありまして、石山寺が観音霊場として名をはせたというふうに書くと、これ8世紀ごろ名をはせて、今も随分観音霊場としては参詣多いんですよ。それで、これは清水、それから石山というのは大変今もいっぱい、心の時代とかいって随分おいでになるので、これは現在も観音霊場として歴史的に、しかも現在にまで続く歴史遺産としてあるということで、そういうふうなニュアンスで書いた方がいいかと思えます。

部会長 過去では、それだけではない。

B 臨時委員 はせたという、もう今ではというふうに誤解されないように。

部会長 ほかに。

では、今事務局から出ました2つの点について、特に事務局から出ました「明日香村における歴史的風土の創造的活用について」、それから「古都保存行政の理念の全国展開について」、特に1の方はスケジュールもある程度迫ってるんですが、この2つに関しては御説明ありました専門の小委員会を設置して、専門家の方を含めて審議を進めるということではよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

部会長 それでは、そのとおりに進めさせていただきます。

その小委員会での審議を進めるに当たっては、小委員会の組織、人選につきましては、では事務局とも御相談いたしますが、部会長にお任せいただくということではよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

部会長 では、そういうことで今後進めさせていただきますので、事務局もよろしくお願いいたします。

以上で本日の議事は終了いたします。

最後に、松田大臣官房審議官からごあいさつということですので、お願いいたします。

松田審議官 それでは、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

委員の先生方、大変遠いところから、かつ視察も含めまして大変遅くまで熱心な御議論いただきまして、また大変有益な御提案を賜りましたこと、重ねてお礼申し上げます。

私どもこの大津といいますのは、ごらんをいただきましたとおり、山並みと一体化した歴史・文化資産、それと琵琶湖という大変これは古代湖としても世界でも有名な水環境で

ございますから、そういう意味では非常に21世紀の初めに古都として取り上げるのには非常にふさわしいものであったというふうに考えておる次第でございます。是非、今後ともこの区域指定、それから計画づくりと続いてまいりますけれども、この過程を通じまして私どもますます御指導賜りますように是非お願いをいたしたいと思っております。

また、新しく小委員会に付議する2件につきましても、これは御指摘のようにいろいろ景観とかいろんな幅広いものと関連いたしますので、小委員会での御議論を踏まえた上で、またこの部会におきましても御審議賜ればありがたいというふうに思っています。

本日は長時間にわたりまして本当にありがとうございました。

また、本日視察をいろいろ企画をしていただきました大津市、また滋賀県、さらには地方整備局の皆様方に心より御礼を申し上げてごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

部会長 ありがとうございました。

では、あと何か事務局から連絡ございますか。

事務局 本日の御審議、まことにありがとうございました。

今後の審議予定でございますが、古都指定以外の審議事項につきましても、今後のスケジュールとあわせまして部会長と御相談の上開催していきたいと考えております。

次回の日程につきましては、改めまして委員の皆様方の御都合をお伺いいたしまして設定させていただきたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

部会長 ありがとうございました。

では、以上で本日の会議を終了します。長時間にわたって御審議どうもありがとうございました。

閉 会